

「JA住宅ローン利用者専用リフォームローン（オリコ保証型）」商品概要説明書

（令和5年4月1日現在）

商品名	JA住宅ローン利用者専用リフォームローン（オリコ保証型）												
ご利用いただける方	●当JA地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと組合員となることができます。 ●お申込時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満81歳未満の方。 ●JA住宅ローン利用中で直近1年以内に延滞のない方。 ※JA住宅ローンが融資承認となっている方を含みます。 ●安定、継続した収入がある方。 ●当JAが指定する保証機関（㈱オリエントコーポレーション）の保証が受けられる方。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。												
資金使途	●ご本人または同居家族の所有する住宅のリフォーム全般に関する資金を対象とします。 （住宅関連設備の例）耐震改修工事、外壁・屋根の塗装、システムキッチン、給排水設備、太陽光発電設備、駐車場等のアスファルト工事等 ●住宅ローン、リフォームローンの借換資金（直近3ヶ月以内延滞のないもの）												
借入金額	●10万円以上2,000万円以内（1万円単位）。 ・ただし、住宅ローンおよびリフォームローンの借換資金については借換対象ローンの残高以内かつ1,000万円以下とします。												
借入期間	●1年以上20年以内。												
借入利率	●【固定金利型】 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。 ●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。												
返済方法	●元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。												
担保	●不要です。												
保証人	●当JAが指定する保証機関（㈱オリエントコーポレーション）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。ただし、当JAまたは㈱オリエントコーポレーションが必要と認めた場合は連帯保証人を徴する場合があります。 ●リフォーム物件の所有者・共有者の方は原則として連帯保証人になっていただきます。 ●収入合算される場合、合算者の方は連帯保証人になっていただきます。												
保証料	●約定返済日の元利金返済にあわせ、金利に上乗せしてお支払いいただきます。 保証料は保証機関の審査によって年0.75%、年0.95%、年1.20%のいずれかに決定します。												
団体信用生命共済	●完済時年齢が70歳以上となる場合は、原則として当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。また、完済時年齢が70歳未満の方についても、65歳以下であればご希望によりご加入いただけます。なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th><th>加算利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">特約保障なし</td><td>なし</td></tr> <tr> <td rowspan="2">特約保障あり</td><td>三大疾病保障</td><td>年0.10%</td></tr> <tr> <td>長期継続入院保障</td><td>年0.25%</td></tr> </tbody> </table> ※三大疾病保障と長期継続入院保障は、加入を希望される場合いずれか選択となります。		種 類		加算利率	特約保障なし		なし	特約保障あり	三大疾病保障	年0.10%	長期継続入院保障	年0.25%
種 類		加算利率											
特約保障なし		なし											
特約保障あり	三大疾病保障	年0.10%											
	長期継続入院保障	年0.25%											

9大疾病補償 保険	●ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。 加算利率：年 0.30%
手数料	●ご融資の際、事務取扱手数料（消費税等含む）は不要です。
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：089-943-8731）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
その他	●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●印紙税が別途必要となります。 ●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。

